

令和3年度 公益社団法人鳥取県人権文化センター 第1回臨時理事会議事録

・日 時 令和3年11月1日（月） 13：30～14：30
・場 所 県民ふれあい会館4階 大研修室（鳥取市扇町21）
・出席者数 17名（内訳：理事15名、監事2名）
・出席者名簿 別紙のとおり
・議 題 別添資料のとおり

事務局	<p>ただいまから、令和3年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第1回臨時理事会を開会いたします。</p> <p>はじめに会議定足数について申し上げます。本日は理事15名中、15名の理事にご出席をいただいております。また、2名の監事にもご出席をいただいております。定款第32条の規定により本理事会が成立しましたことをご報告いたします。はじめに、当センターの前田会長からご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>会長の前田義機です。よろしくお願ひいたします。5月の通常理事会と定時総会が書面議決であったため、皆さんにお会いできますのは、3月の理事会以来8か月ぶりです。理事の皆さん方には、何かとお忙しい中、都合をつけてご出席していただき、有り難うございます。特に事務局長から申し上げましたように、今日は理事、監事の全員の方にご出席していただき、感謝申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進んだためか、このところ少し収まったように見えますが、これから冬に向けて第六波を心配するところです。早期に終息し、コロナにかかる差別や偏見がなくなるとともに、日常生活を取り戻せることを願いたいものでございます。</p> <p>今日は、主に令和4年度の事業計画案と今年度前期の事業実施状況について、ご審議をお願いする予定です。多くのご意見をいただき、実りある会としたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>次に、議長の選出ですが、定款第31条の規定により、理事会の議長は会長が行うことになっております。では、前田会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>議長の前田でございます。</p> <p>理事の皆様のご協力をいただき、円滑な議事進行を図りたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p>

議長 議案第1号「令和4年度事業計画（要望案）」及び議案第2号「令和4年度収支予算（要望案）」について、一括して事務局から説明してください。

事務局 （議案第1号「令和4年度事業計画（要望案）」及び議案第2号「令和4年度収支予算（要望案）」について説明）

なお、事後報告となりましたが、事前に前田会長の了解のもと、本要望案のとおり、10月25日に市町村法令外負担金等審議会の幹事会の聞き取りを受けましたので、ご報告いたします。

議長 市町村法令外負担金等審議会の幹事であります亀屋理事からヒアリング状況についてお聞かせいただければと思います。

亀屋理事 鳥取県市長会事務局長の亀屋です。市町村法令外負担金等審議会の幹事会のメンバーになっております。審議会の取り扱い状況について説明します。先月25日、人権文化センターに幹事会のヒアリングの場においていただき事業の執行状況と今後の取り組みについてご説明いただきました。

このあと11月に審議会があるわけですが、それぞれの団体の取り組み状況を勘案し、それぞれがどういう姿で行くべきかという議論がされます。

人権文化センターにつきまして、どういう状況かと言いますと、審議会から同じように鳥取県人権教育推進協議会に支出しているわけでありまして、以前から県人教と統合して、内容について一緒に取り組んで行かれたらどうかという提案をさせていただいているところです。ただ、それに対する回答は、「統合することはできない」との結論を毎回出されております。幹事会の中では「する方向」で検討されてはどうですかということで、県人教とセンター、両方に対して投げかけているところです。今回、負担金の執行状況等を確認しながら、それぞれの団体について事業の見直しを検討する中で、この2団体については、統合されて一緒にやっていけばある程度スリムになっていくのではないかということを投げかけさせていただいているところです。統合問題についてはそういう状況で審議中であると考えております。

議長 ただいま、令和4年度事業計画（要望案）及び令和4年度収支予算（要望案）について説明がありました。審議会の状況と併せて、これらに対するご意見、ご質問等はございませんか。

議長 審議会では2団体の統合問題が出ておりましたが、以前からこの会でも協議しており、「統合はできない」という結論に達しています。

市町村の代表者である役員会にも参加して、それぞれの実情を申し上げた経緯もございますので、そういうことも含めて令和4年度に向かって皆

- 様方のご意見をいただいたらと思いますが如何でしょうか。
- 中林理事 ネットワーク事業のネットモニタリング・ネットワークとの協働についてお尋ねします。事業費が0円となっているのは、職員の方が業務の中で実施されるということでしょうか。
- 事務局 そのとおりです。
- 中林理事 このような事業はすでに県の方で実施されていると思いますが、それはそれとして、センターの方でもされるということでしょうか。
- 事務局 そうです。県の方から協力してくれないかという要請を受けまして、このたび事業を開始させていただくこととしました。実は、以前、ネットモニタリングが必要であろうという話があったときに、県から事業委託を受け、センターで1年間、実質は計画期間がありましたので10か月間でしたが、ネットモニタリングをさせていただきまして、実際このくらい人権侵害の書き込みがありますという報告をしました。
- それを受けて、県の方が音頭をとり、県内の市町村が参集され、ネットモニタリング・ネットワークというものを立ち上げておられます。その中では、ネットモニタリングは各市町村が任意の考え方でされるということにはなるのですが、やり方についての勉強会であるとか、いま全国的にどのようなところがどのような形でネットモニタリングと削除要請をしているのかということについての情報交換・意見交換をする場をつくっていただいております。
- 当センターもはじめにネットモニタリングをさせていただいたこともありますし、実際にネット上でどのように人権侵害があるかということを把握しておくということは当センターの本分である人権啓発にも必要なことですので、籍を置かせいただき、ネットワークに入らせていただいておりました。このたびネットモニタリングをするのをもう少し色々な方にして欲しいということで当センターにも声がかかり、それを受けさせていただくものです。
- 中林理事 削除要請については、実際に書き込んだ人とか、プロバイダーに対して行うということでしょうか。
- 事務局 それぞれの差別的な書き込みがあるサイトを運営している方にそのサイトのルールに則り削除要請を行うというものです。
- 中林理事 プロバイダーのサーバーが国内にない場合は、日本の国内法の規制を受けないことになるかと思いますが、その場合どうでしょうか。

事務局	<p>ネット上の削除要請は主に鳥取県に関わるものと想定しております。プロバイダーの中には海外に拠点のあるものが多くありますが、まずは当センターがモニタリングをする対象としては国内のプロバイダーのものになるかと思います。例えば、2チャンネル、5チャンネル、爆サイ等です。</p> <p>鳥取県だけでなく、ローカルな話題について掲示板の中でやりとりするようなものの中で、鳥取県に関する差別的な書き込みが多く見つかり、それ以外のところではあまり見つからないのです。</p> <p>全国版になてしまふと、鳥取県というのがかなりレアな情報になてしまふか、なかなか削除要請をするようなものが見つからないという状況です。まずは鳥取県がらみのものがありそうなところから始めたいと思います。外国にプロバイダーの拠点がある場合について考えるのはもう少し先の話にならうかと思います。</p>
議長	他にご意見、ご質問等はありますか。
理事	(なし)
議長	他にご意見等もないようですので、原案のとおり県に要望を行うということでおよろしいでしょうか。
理事	(異議なし)
議長	ご承認をいただきましたので、令和4年度事業計画（要望案）及び令和4年度収支予算（要望案）は原案のとおり県に要望させていただきます。
議長	次に報告事項についてですが、定款第22条第6項の規定に基づき、会長、副会長、常務理事の職務の執行状況を報告します。
前田会長	上半期の職務の執行状況について別紙のとおり報告します。4月には、監事による事務監査に立会しました。これまでには、事務局長だけで監査を受けておりましたが、会長も受け色々と助言もいただきセンターの活動に活かした方がよいのではないかと思い出席しました。月に1回程度は、決裁文書もありますので、センター事務局に伺い、事業の進捗状況について事務局長から報告を受けているところです。
佐々木副会長	上半期の職務の執行状況を別紙のとおり報告します。新型コロナウイルスの影響があり活動はあまりできておりません。
佐々木常務理事	上半期の職務の執行状況を報告します。まず、会長、副会長と同様に、第1回通常理事会は新型コロナウイルスの影響により書面決議に加わりました。また、事務局では、調査研究事業として特に「コロナ関連の人権問

題」について、精力的に情報収集しました。また、市町村等の要請に応じて研修支援も可能な限り対応しました。6月に、この建物の2階に移転したところですが、人権相談事業や人権ひろば21の管理についても支障なく運営しております。事業実施状況の詳細については、尾崎次長から説明します。

尾崎次長 (「令和3年度前期事業報告」を説明)

議長 前期の事業実施状況については、コロナ禍の中で一部後期に回したものがあるものの、計画に沿って一生懸命取り組んでいただいている。職務の執行状況と併せて、前期の事業実施状況の説明に対するご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

枠島理事 人権相談事業の中に「女性」の相談が1件とその他で「移住者への嫌がらせ」が1件とありましたが、そのほかにはありませんでしょうか。コロナの接種について嫌がらせがあって、相談をしたと思うのですが、これは上がってきませんか。

事務局 コロナの接種について嫌がらせがあるということは承知しておりますが、当センターの相談にはそのようなケースは上がっておりません。

議長 他にご意見、ご質問等はありますか。

理事 (なし)

議長 その他で何かありますでしょうか。

事務局 事務局からはありません。

理事 (なし)

議長 予定した議事が全て終了しました。これで理事会を終了します。議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

事務局 以上で、本日の理事会を終了します。お疲れ様でした。

令和3年11月1日に開催された、令和3年度公益社団法人鳥取県人権文化センター第1回臨時理事会の議事内容は以下のとおりです。

令和3年11月1日

会長（代表理事） 前田義機 

副会長（代表理事） 佐々木ちゑ子 

監事 本川博孝 

監事 政田孝 

(別紙)

令和3年度 第1回臨時理事会(令和3年11月1日) 役員出欠表

理 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
1 前田 義機	前鳥取県保護司会連合会会长	○	
2 佐々木 ちゑ子	鳥取県連合婦人会副会長	○	
3 松田 吉正	鳥取県民生児童委員協議会副会長	○	
4 津川 俊仁	部落解放同盟鳥取県連合会執行委員長	○	
5 岡崎 周治	鳥取県人権教育推進協議会会长	○	
6 枝島 和江	前(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会会长	○	
7 平尾 昭一	(公社)鳥取県老人クラブ連合会理事	○	
8 中林 宏敬	(公財)鳥取県国際交流財団常務理事	○	
9 谷口 直樹	(公社)鳥取県医師会事務局長	○	
10 中山 孝一	鳥取県商工会議所連合会幹事長	○	
11 野間田 憲昭	(社福)鳥取県社会福祉協議会常務理事	○	
12 小林 靖尚	鳥取県総務部人権局長	○	
13 亀屋 愛樹	鳥取県市長会事務局長	○	
14 矢部 康樹	若桜町長	○	
15 佐々木 満也	(公社)鳥取県人権文化センター事務局長	○	

○…出席 15名、×…欠席 0名

監 事 名	現 職 等	出 欠	備 考
本川 博孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会长	○	
政田 孝	税理士	○	

別添資料

令和 3 年度

公益社団法人鳥取県人権文化センター
第 1 回臨時理事会議案

日 時 令和 3 年 1 月 1 日 (月)
午後 1 時 30 分から

場 所 鳥取県立生涯学習センター 4 階
大研修室
(鳥取市扇町 21)

公益社団法人 鳥取県人権文化センター

理 事 会 次 第

公益
市民団
いて次

1 開 会

〈鳥取
第 2 章

2 会長挨拶

3 議 事

議案第 1 号 令和 4 年度事業計画(要望案)について

議案第 2 号 令和 4 年度収支予算(要望案)について

4 報告事項

(1) 会長、副会長、常務理事の職務執行状況について

(2) 令和 3 年度前期事業報告について

5 そ の 他

6 閉 会

第 4 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章